

【1 分解説】国民年金の第 3 号被保険者とは？

人財開発コンサルティング事業部 主任講師 永原 僚子

国民年金の第 3 号被保険者とは、会社員や公務員に扶養されている主婦・主夫を指します。国民年金の被保険者は第 1 号被保険者、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者にわかれており、会社員や公務員など国民年金の第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者で、年収が 130 万円未満かつ配偶者の年収の 2 分の 1 未満の方の人が第 3 号被保険者に該当します。年収 130 万円未満でも、月額賃金 8.8 万円（年収 106 万円）以上、週 20 時間以上、従業員数 101 名以上（2024 年 10 月以降は従業員数 51 名以上）の企業に 2 か月以上勤務すると、第 3 号被保険者から第 2 号被保険者へ異動します。

第 3 号被保険者の国民年金保険料は、第 2 号被保険者全体で負担するため個別に納付する必要はありません。ただし、第 2 号被保険者である配偶者が退職などにより厚生年金の加入者でなくなった場合は第 3 号被保険者から第 1 号被保険者（自営業等）へ種別変更を行う必要があり、以後国民年金保険料の支払い義務が生じます。

第 3 号被保険者は国民年金保険料を納付せずに基礎年金を受給できることから、公平性について疑問が呈されています。また、社会環境の変化に対応していない、働き控えにつながっているとの指摘もあります。このため、2025 年に見込まれる年金制度改革に向け、第 3 号被保険者に関する議論が行われています。

関連レポート

重原正明「第 3 号被保険者制度改革 ～誰がいくら被扶養者の保険料を納めるのか～」

<https://www.dlri.co.jp/report/ld/282942.html>

重原正明「ここが知りたい「全世代型社会保障」『パートの厚生年金加入と「106 万円の壁」』」

https://www.dlri.co.jp/report/dlri/04-20/2006_a.html

永原僚子「【1 分解説】『106 万円の壁』とは？」

<https://www.dlri.co.jp/report/ld/279633.html>